

## (教育委員会（校園）) 校舎等施設維持管理補助員(会計年度任用職員)要綱

### 1 目的

この要綱は「大阪市教育委員会会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、(教育委員会（校園）) 校舎等施設維持管理補助員(会計年度任用職員)（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 任用について

会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- ① 書類選考(採用申込書による)
- ② 面接

### 3 再度の任用について

再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

### 4 勤務時間について

会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

#### 「勤務日数」

##### 【月額】

- ・1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日
- ・1日6時間の勤務時間で週5日の勤務日

##### 【日額】

- ・1日7時間30分の勤務時間で週1日又は週2日の勤務日（ただし、週の勤務時間が15時間以内）

##### 【時間額】

- ・1日4時間以内の勤務時間で週1日～週5日の勤務日（ただし、週の勤務時間が15時間以内）

#### 「勤務時間」

##### 【学校園勤務者】

##### 【月額】

- (a) 午前8時00分～午後4時30分の間で7時間30分（休憩時間45分）
- (b) 午前8時00分～午後4時30分の間で6時間（休憩時間45分）
- (c) 午前10時00分～午後6時30分の間で7時間30分（休憩時間45分）
- (d) 午前10時00分～午後6時30分の間で6時間（休憩時間45分）
- (e) 午前12時45分～午後9時15分の間で7時間30分（休憩時間45分）
- (f) 午前12時45分～午後9時15分の間で6時間（休憩時間45分）

##### 【日額】

- (g) 午前8時00分～午後4時30分の間で7時間30分（休憩時間45分）
- (h) 午前10時00分～午後6時30分の間で7時間30分（休憩時間45分）

(i) 午前 12 時 45 分～午後 9 時 15 分の間で 7 時間 30 分（休憩時間 45 分）

【時間額】

(j) 午前 8 時 00 分～午後 4 時 30 分の間で 1 時間単位（最長 4 時間勤務）

(k) 午前 10 時 00 分～午後 6 時 30 分の間で 1 時間単位（最長 4 時間勤務）

(l) 午前 12 時 45 分～午後 9 時 15 分の間で 1 時間単位（最長 4 時間勤務）

【校園營繕園芸事務所勤務者】

【月額】

(m) 午前 8 時 15 分～午後 4 時 30 分（休憩時間 45 分）

【日額】

(n) 午前 8 時 15 分～午後 4 時 30 分（休憩時間 45 分）

【時間額】

(o) 午前 8 時 15 分～午後 4 時 30 分の間で 1 時間単位（最長 4 時間勤務）

「休憩時間」

(a)、(b)、(c)、(d)、(g)、(h)、(j)、(k)、(m)、(n)、(o) 午前 11 時～午後 2 時までの間で 45 分

(e)、(f)、(i)、(l) 午後 2 時～午後 5 時 15 分までの間で 45 分

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この改正要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。